

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北秋田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧鷹巣町地域

(1) 現況

本地域は、出羽山地の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地を中心としており、この盆地を中心に稲作、畑作を中心とした農業が展開されている。しかし、農業従事者の高齢化による担い手不足により、耕作放棄地の増加の懸念や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい地域があるため、この不利を補正する取組が必要である。さらに、食の安全に向けた消費者の認識が高まっており、自然の力を最大限に活用した安全性の高い農業を推進していくことも必要になっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧合川町、旧森吉町、旧阿仁町地域

(1) 現況

本地域は、米代川支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に位置している。特定農山村地域に指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、この不利を補正する取組が必要である。また、農業従事者の高齢化による担い手不足により、耕作放棄地の増加の懸念や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。さらに、食の安全に向けた消費者の認識が高まっており、自然の力を最大限に活用した安全性の高い農業を推進していくことも必要になっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	全域	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

地域協議会を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号（中山間地域当直接支払）事業について、次のとおり定めるとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（特定農山村法）北秋田市（上大野村、下大野村を除く）全域

（山村振興法）北秋田市（鷹巣村、坊沢村、上大野村、下大野村、落合村、米内沢町を除く全域）

（過疎法）北秋田市全域

※旧市町村名はH22農林統計に用いている地域区分に基づく

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(4) 自然条件により小区画・不整形な田

(9) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40 %以上、耕作放棄率：
田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地
- (ウ) 棚田地域振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次のア又はイの基準を満たすもの
 - ア 急傾斜農用地
 - イ アの農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地
- (カ) 秋田県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

- (1) 集落の農用地面積が 1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- (2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 15 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農地所有適格法人、生産組織、第 3 セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が秋田市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、北秋田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。